

指定難病等の治療に係る交通費を最大5,000円(月額)扶助します

扶助内容

対象の交通手段	扶助額
自家用車	1kmあたり23円(ご自宅からの距離で市が計算します)
鉄道	乗車券の半額(特急券、障害者手帳で割引を受けた乗車券は対象外)
バス、タクシー	実費分

各交通手段の合計金額を扶助します。ただし、上限は合計金額に対して月額5,000円までです。

申請期限・申請方法

- 申請期限 通院日から1年以内(期限厳守)
- 申請方法 窓口または郵送(複数通院分をまとめて申請可能)

提出書類

1. 申請書(様式第1号)
2. 通院状況報告書(様式第2号)
3. 通院証明(次のいずれか1点)
 - (1) 自己負担上限額管理票の写し、(2) 通院等証明書(様式第3号)※医療機関の押印が必要です
4. 医療費受給者証の写し
5. 振込先通帳などの写し(キャッシュカードなどでも可)
 - ※小児の場合は保護者の通帳でも申請可能です
6. (公共交通機関利用時のみ)領収書の原本
 - ※バスの場合、領収書がなくても申請可能です

※写しと記載の提出書類→
窓口申請：窓口でコピーをお取りします。
郵送申請：写しを同封してください。

対象者

本市に住所がある方で、次の(ア)～(オ)のいずれかをお持ちの方

- (ア) 特定医療費(指定難病)受給者証
- (イ) 小児慢性特定疾病医療費受給者証
- (ウ) 国指定特定疾病医療費受給者証
- (エ) 和歌山県指定特定疾病医療費受給者証
- (オ) 先天性血液凝固因子障害患者等医療費受給者証

申請先・問い合わせ

住 所：〒647-8555 新宮市春日1番1号(市役所別館)
部 署：新宮市役所 地域保健課 地域保健係
電話番号：0735-22-5070 FAX番号：0735-22-5080

裏面記載のよくあるご質問も参考にしてください

よくあるご質問

問 1

子どもの通院時（入退院を含む）は、保護者の分も対象となりますか？

鉄道またはバスを利用された場合に限り、保護者の方も1人まで扶助対象としています。
その場合は患者本人、保護者それぞれ月額上限5,000円までです。

問 2

申請に期限はありますか？

申請期限は交通費の発生した日から1年以内です。
期限を過ぎたものは扶助できないのでご了承ください。
（例）通院日：8月1日、申請期限：翌年7月31日まで
※年度をまたいでいても、申請可能です

問 3

通院ごとに申請が必要ですか？

複数回分をまとめて申請できます。
なお、それぞれの通院日ごとに申請期限が異なります。まとめて申請する場合は、一番古い通院日の申請期限内に申請してください。
（例）通院日：8/1、8/30、9/30、10/30、…、翌年6/30
申請期限：翌年7/31まで（上の通院分をまとめて申請する場合）

問 4

代理の者が申請書を窓口を持参しても大丈夫ですか？

代理の方が窓口に来ていただいても大丈夫です。
申請者欄には患者さん本人の情報を記入してください。

問 5

本人以外の口座を指定することはできますか？

原則、患者さん本人の口座へ振り込みとなります。
お子さん（小児慢性特定疾病医療費受給者）の場合は、保護者名義の口座へ振り込むことができます。
成人の方の場合は、任意の様式で委任状を添付してください。

問 6

申請時、通帳の写しは必要ですか？

振込先口座情報が分かるものが必要です（通帳またはキャッシュカード）。
窓口申請の場合は窓口でコピーをお取りします。

問 7

入院する場合の交通費も対象となりますか？

対象疾患の治療のための入院（通院証明に記載のある分）は扶助対象となります。
その場合は入院時、退院時それぞれ片道分が対象です。
なお、ご家族による面会等の交通費は対象外です。

ご不明な点がございましたら、表面問い合わせ先へご連絡ください